

独立監査人の監査報告書

平成28年6月9日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

理 事 長 井 邊 時 雄 殿

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

品田和之

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

長村彌向

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

鎌田竜彦

<財務諸表監査>

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下、「通則法」という。）第39条の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第15期事業年度のすべての勘定に係る勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表について監査を行った。

財務諸表に対する国立研究開発法人の長の責任

国立研究開発法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表（すべての勘定に係る勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために国立研究開発法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、国立研究開発法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに国立研究開発法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の農業技術研究業務勘定、基礎的研究業務勘定、民間研究促進業務勘定及び農業機械化促進業務勘定に係る各勘定別財務諸表並びに法人単位財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の各勘定及び法人単位の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 農業技術研究業務勘定の財務諸表及び法人単位の財務諸表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第70号）（以下、「法律」という。）により、法律の施行の時（平成28年4月1日）に、独立行政法人種苗管理センター、国立研究開発法人農業生物資源研究所及び国立研究開発法人農業環境技術研究所（以下、「種苗管理センター等」という。）は解散した上で、その組織及び業務を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に統合し、種苗管理センター等が有する権利及び義務のうち、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務を承継した。

種苗管理センター等の権利及び義務の承継に際し、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額を、政府から国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に出資されたものとされるが、種苗管理センター等より承継する資産の価額が今後開催される資産評価委員会で決定されるため、出資額は未定である。

2. 民間研究特例業務勘定（旧：民間研究促進業務勘定）の財務諸表及び法人単位の財務諸表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、民間研究特例業務勘定は、その財政状態及び金融商品の時価等を踏まえ、保有する投資有価証券（12銘柄）を平成28年4月及び5月に売却した。これに伴い、翌事業年度において投資有価証券売却益1,697百万円を臨時利益として計上する。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第15期事業年度の各勘定に係る利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び各勘定に係る決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。ただし、当監査法人は、第13期事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち第12期事業年度以前の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた財務諸表に基づき記載されている。

利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書及び決算報告書に対する国立研究開発法人の長の責任

国立研究開発法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）を作成すること、財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成すること並びに予算の区分に従って、一定の事業等のまとめごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の財政状態及び運営状況を正しく示しているか並びに決算報告書が予算の区分に従って、一定の事業等のまとめごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 各勘定に係る利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（第13期事業年度以降の会計に関する部分に限る。）は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 各勘定に係る決算報告書は、国立研究開発法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとめごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

国立研究開発法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年6月9日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

理事長 井邊時雄 殿

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

品田和之

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

長木伸向

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

鎌田亮彦

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第15期事業年度の連結財務諸表、すなわち、農業機械化促進業務勘定に係る勘定別連結貸借対照表、勘定別連結損益計算書、勘定別連結キャッシュ・フロー計算書、勘定別連結剰余金計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び勘定別連結附属明細書からなる勘定別連結財務諸表並びに法人単位連結貸借対照表、法人単位連結損益計算書、法人単位連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び法人単位連結附属明細書からなる法人単位連結財務諸表について監査を行った。

連結財務諸表に対する国立研究開発法人の長の責任

国立研究開発法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために国立研究開発法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、国立研究開発法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに国立研究開発法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の農業機械化促進業務勘定に係る勘定別連結財務諸表及び法人単位連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び特定関連会社の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認められる。

強調事項

1. 法人単位の連結財務諸表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第70号）（以下、「法律」という。）により、法律の施行の時（平成28年4月1日）に、独立行政法人種苗管理センター、国立研究開発法人農業生物資源研究所及び国立研究開発法人農業環境技術研究所（以下、「種苗管理センター等」という。）は解散した上で、その組織及び業務を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に統合し、種苗管理センター等が有する権利及び義務のうち、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務を承継した。

種苗管理センター等の権利及び義務の承継に際し、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額を、政府から国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に出資されたものとされるが、種苗管理センター等より承継する資産の価額が今後開催される資産評価委員会で決定されるため、出資額は未定である。

2. 法人単位の連結財務諸表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、民間研究特例業務勘定（旧：民間研究促進業務勘定）は、その財政状態及び金融商品の時価等を踏まえ、保有する投資有価証券（12銘柄）を平成28年4月及び5月に売却した。これに伴い、翌事業年度において投資有価証券売却益1,697百万円を臨時利益として計上する。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

国立研究開発法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上